令和４年度大熊町仮置場復旧等工事

特記仕様書

福島地方環境事務所

第１章　　総　　則

１－１　共通仕様書の適用

令和４年度大熊町仮置場復旧等工事（以下「本工事」という。）の実施に当たっては、「除染等工事共通仕様書（第 12 版)」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、特記事項は本特記仕様書によるものとする。

１－２　目的

仮置場に保管されていた除染により生じた土壌や廃棄物（以下「除去土壌等」という。）の中間貯蔵施設等への搬出に伴い、仮置場を地権者へ返す（以下「返地」という。）必要が生じている。本工事は、仮置場の返地に当たって仮置場を従前に近い状態に回復するための工事を実施するものである。

１－３　工期

本工事の工期は契約締結の翌日から令和５年３月２４日までとする。

１－４　施工場所

本工事の主な施工場所は、福島県双葉郡大熊町内である。詳細は、表２－１及び別図―１のとおり。

１－５　架空線等公共物損事故防止

工事区域付近を横断している架空線等の前後、建設機械・運搬車両等が出入りする工事現場又は資材置き場の出入り口等には、高さ制限を確認するための安全対策を講ずること。なお、安全対策の詳細については施工開始前に監督職員の承諾を受けなければならない。

１－６　委託監督員

本工事には、委託監督員を配置する予定である。委託監督員の氏名等が通知された場合は、共通仕様書第１章第１節１－１－１１に定める規定によらなければならない。

１－７　監理技術者の兼任について

１－７－１　本工事において、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受け　る監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。

（５）特例監理技術者が兼務できる工事は二次生活圏内（広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）の工事でなければならない。

（６）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（９）専任補助者を配置しない工事であること。

１－７－２　本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、前項（１）～（８）の事項について確認できる資料を提出すること。

１－８　工事を施工しない日

工事請負契約書４の「工事を施工しない日」は、年末年始６日間（12 月 29 日から１月３日）及び夏期休暇３日間とする。その他の工事を施工しない日と工事を施工しない時間帯については、必要な場合に別に指示する。

１－９　設計図書の変更

公告後発生する可能性が高いと考えられる次の各号に掲げる場合については、工事請負契約書第 19 条に規定する「必要があると認めるとき」に該当するものする。

（１）土地等の権利者からの同意の内容に応じて除染等の措置の方法を変更する必要が生じた場合（同意が得られず除染等の措置が実施できない場合を含む。）

（２）土地等の権利者との立会で原状回復後用途が変更となった場合。

１－１０　総価契約単価合意方式

（１）　本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定を行うための単価等を前もって協議して合意しておくことにより、設計変更に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。(共通仕様書第１章 1-1-6 の適用)

（２）　請負代金内訳書の提出を求める場合、共通仕様書第１章 1-1-6 第１項及び第２項に係る規定は適用しないものとする。

（３）　発注者・受注者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。

１－１１　　設計変更

実施数量及び工法や資材支給等により変更が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

１－１２　　その他

（１）共通仕様書第１章第１節 1-1-1(4)にある④図面については、本特記仕様書の添付書類によるものとする。

（２）仮置場復旧等の対象となるもの等の数量を、数量総括表（別紙）に示す。

第２章　仮置場復旧等工事

2-1　施工場所

本工事の施工場所は、表２－１及び別図―１のとおり。

表２－１　本工事対象仮置場

工区	町名	仮置場名称	面積 (ha)	地目	備　　考
1	大熊町	大川原仮置場	約 1.4	田	工作物撤去、原状回復

2-2　施工数量

本工事で実施する仮置場毎の施工数量は、設計図－１のとおりとする。

2-3　施工手順

（１）原状回復工事の実施に当たっては、共通仕様書に加えて、環境省がとりまとめている「除染関係ガイドライン　平成２５年５月　第２版　（平成３０年３月　追補)」及び「仮置場等の原状回復に係る現場手順書（第１編～第３編)」を踏まえること。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（２）仮置場工作物等の撤去後、農地等地盤の沈下、土壌の硬度、暗渠排水設置等に係る調査、地権者意向の確認等を踏まえ、工事の施工手順等（図面・数量を含む。）を定めた施工方法検討書（案）を提示する予定である。受注者は、発注者より提示される施工方法検討書（案）を元に共通仕様書第１章第１節１－１－８に規定する仮置場毎の施工計画書を作成すること。なお、施工方法検討書（案）は、調査開始後おおよそ一ヶ月半を目途に作成することにしている。

（3） 工事途上で地権者が現地を確認し、工事内容に意見を述べる場合がある。このような場合は、その対処法について監督職員と協議し、監督職員の指示の下、原状回復の範囲内で工事を実施すること。

（4） 仮置場の原状回復工事終了後、仮置場毎に地権者に工事等の仕上がり確認（以下「立会い」という。）を求めることにしている。受注者は、当該立会いに協力するものとする。

２－４　施工

２－４－１　除草工

工事施工前及び工事完了後の地権者立会等に支障とならないよう、大川原仮置場において草刈りを見込んでいるが、地権者及び関係者意向により草刈り範囲が増加となった場合は監督職員から別途指示する。

また、当仮置場は別工事にて４月から６月にかけて草刈りを行う予定であるが、別工事での集草等は行わないので、本工事において集草・運搬処理等を行うこと。

なお、刈草は表 2-4-5-1 ア）に掲げる施設で処分を予定している

２－４－２　原状回復工

２－４－２－１　下部シート類撤去

下部シート、保護マット、土木シート等は適正に分別し、産業廃棄物として表 2-4-5-2 イ）に掲げる施設で適正に処分すること。

２－４－２－2　掘削工

盛土材等各層の土砂類は、盛土材と砕石等が混ざらないよう丁寧に取り除き、原地盤上に取り残しがないように施工すること。土質・土壌試験が必要な際は別途指示する。また、原地盤の沈下計測を行うとともに、環境省が別途発注を予定する原状回復調査・設計・耕土深等調査に協力するものとする。

盛土材等の運搬経路は監督職員と協議を行い決定すること。運搬に関しては交通ルールを遵守し、運搬物の飛散防止、逸水防止等の管理を適切に行うものとする。

特に搬出及び搬入時の仮置場周辺道路及び運搬経路の管理を適切に行うこと。

また、緊急時に対応できる体制を構築し、運搬の実施体制、事故発生時の対応手順、作業中止基準等を記載した運行計画書を施工計画書に含めること。

各仮置場の土砂等については、下表の箇所への運搬を考えている。

建設副産物	搬出場所	搬入場所	備　　考
土砂等	大川原仮置場	八坂ストックヤード	

２－４－２－２　排水構造物撤去工

仮置場造成時に設置された排水構造物は産業廃棄物として表 2-4-6-1 に掲げる施設で適正に処分すること。再利用品は、監督職員が指示する場所に運搬・仮置きを行うものとする。

２－４－２－３　付帯設備の撤去

① 地下水監視孔

ア　撤去する前に、地下水監視孔から採水し、採取した地下水の放射性セシウム濃度を測定すること。当該濃度が基準値を満足しない場合は、監督職員とその対応について協議すること。

イ　地表部の構造物を撤去し、監視孔パイプである塩ビ管を残さないようを引き抜く。パイプを抜き取った孔内には山砂を詰め閉塞すること。

ウ　地下水監視孔を破損させた場合は、監督職員と協議の上、その対応策を講ずるものとする。地表部の構造物であるコンクリート殻等は産業廃棄物として適正に処分すること。

② 残置されている付帯設備について

ア　上部シート等の残置シート類、及びコンクリート類については、産業廃棄物として適正に処理すること。

イ　仮囲いのパネル材、単管については、適正に分別し、金属類や再利用品は、監督職員が指示する場所に運搬・仮置きを行うものとする。

２－４－２－４　その他設備等の撤去

仮置場造成時に設置された設備等で撤去が必要な場合は別途、監督職員が指示する。発生した撤去物については、適切に処分すること。

２－４－２－５　遮へい土のう等の撤去・仮置

仮置場内に残置されている遮へい土のう等は、仮置場内で破袋し、監督職員が指示する場所へ運搬すること。

また、土質・土壌試験が必要な際は別途指示する。破袋した土のう袋及び不要なシート類は産業廃棄物として表 2-4-5-1 に掲げる施設で適正に処分すること。

２－４－３　金属類の運搬

保管場所に仮置きされている金属類について監督職員が指示する指定場所に運搬し仮置きすること。（運搬距離は約 3km 以内を想定している）なお、保管場所および指定場所については帰還困難区域内となっている。

金属類は鉄材、アルミ等に分別されていることから指定場所に仮置きする際も種類毎に仮置きすること。

２－４－４　原状回復工

（１）　客土

・設計図書に示された客土量を運搬する場合、軟弱地盤においては、沈下する場合がある。この対処法について、監督職員と協議の上、その対応策を講ずるものとする。

（２）　石礫除去

・石礫除去を石礫破砕工法により行う場合、その出来形管理方法について事前に監督職員と協議した上で、適切な石礫除去を行うこと。

・石礫除去を石礫破砕工法により行う場合、破砕できない口径の石礫が現れることがある。その場合の対処方法については、事前に監督職員と協議した上で、適切な石礫除去を行うこと。

（３）　石礫破砕

・ 前処理として行う砕土の深さは２５ｃｍ以上とする。

･礫径が約３０ｃｍ未満の石礫が混入している農地の石礫破砕に適用する。破砕仕上がり厚で２０ｃｍ以上、破砕後の礫径は３０ｍｍ以下を標準とする。

・ 石礫破砕は２回掛けとする。

･砕土後に径３０ｃｍ以上の石礫が現れた場合には、別途協議するものとする。

２－4－５　運搬処理工

２－４－５－１　廃棄物運搬及び処分費

工事の施工により発生する下記の建設副産物は、下記の場所に搬入するものとする。なお、条件明示した下記の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情､予定した条件によりがたい場合は､監督職員と協議するものとする。

表２－４－5－１　ア）　一般廃棄物運搬先

産業廃棄物の内容	搬出場所	施設の名称	所在地	搬入可能時間帯
草木	大川原仮置場 （帰還困難区域外）	浪江町減容化処理施設	福島県双葉郡浪江町大字棚塩	8:30～12:00 13:00～16:45 （月～金）

表２－４－5－１　イ）　産業廃棄物運搬先

産業廃棄物の内容	搬出場所	施設の名称	所在地	搬入可能時間帯
ｺﾝｸﾘｰﾄ殻（無筋） ｺﾝｸﾘｰﾄ殻（有筋） ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	大川原仮置場 （帰還困難区域外）	双葉住コン（株）	双葉郡双葉町大字中野字塚ノ前６外13筆	8:00～17:00
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	大川原仮置場	恵和興業（株）	福島市荒井字北一	8:30～11:30

（ﾌﾚｺﾝ・ｼｰﾄ以外）	（帰還困難区域外）	福島工場	の坂３－１	13:00～15:00
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類 （ﾌﾚｺﾝ・ｼｰﾄ類）	大川原仮置場 （帰還困難区域外）	三栄産業(株)	いわき市南台三丁目１番地の２４	8:00～17:00

２－４－６－２　特定建設資材の分別解体等・再資源化等

本事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情で、予定した条件によりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

表　分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程毎の作業内容及び解体方法	①　仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②　土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③　基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④　本体構造	本体構造工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤　本体付属品	本体付属品工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥　その他	その他工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２－５　跡地汚染状況調査

共通仕様書「14.2.1　工作物及び除去土壌等撤去後の放射線等測定」に基づき、空間線量率等を測定すること。

（１）　工作物及び除去土壌等撤去後の放射線量等測定

・工作物及び除去土壌等を撤去した後の仮置場等敷地の空間線量率（地上１ｍ、１ｃｍ）及び表土中の表面汚染密度を測定する。

・測定箇所は、除去土壌等を置いていた範囲の中央及び四隅一点ずつを選定することを基本とする。

・測定の結果、異常な値が観測された場合は、監督職員に報告し、指示を仰ぐこと。

（２）　原状回復後の空間線量率等測定

・共通仕様書第４章第１節４－１―２―３に規定されている事後測定を実施すること。

・除染済みの仮置場にあっては、原状回復後に地上１ｍの空間線量率を測定する。測定点は、当該仮置場の管理時の空間線量率測定場所と同等を基本とする。
・原状回復対象仮置場が未除染か除染済みかは、監督職員が別途指示による。

２－6 工事条件

（1） 工程関係

① 本工事場所は除染工事や中間貯蔵施設への輸送工事等の工事車両との輻輳が見込まれることから、特に作業の安全性や施工の効率性を高めるために、監督職員及び当該関係者と十分に調整を図りながら工事を行うこと。

② 交通規制等が必要な場合は、事前に関係機関と協議すること。なお、その内容については監督職員に報告すること。

（2） 用地関係

① 工事区域の土地使用契約は締結済である。

② 官有地等を使用する場合、関係機関への許可申請については、監督職員との協議のうえ工事着手前に行うこと。

第３章　施工管理

３－１　出来形管理基準

本工事に用いる規格値は共通仕様書「除染等工事施工管理基準」によるとし、規格値等定めがない工種については、監督職員と協議のうえ決定する。

３－２　立会確認・段階確認検査

受注者は復旧工事の施工前に施工計画書に施工管理計画及び施工管理担当者を定め管理を行うこと。着手前、施工途中において不可視部、重要施工箇所等、工事完了後等の確認検査は主任監督員の立会を求め、段階確認検査を受けること。施工状況、規定毎の施工状況等が監督員に確認を求める立会確認検査を受けること。立会頻度は受注者が参照文献を基に施工計画書に立会頻度一覧表を作成し、監督職員と協議のうえ決定し履行すること。

３－３　写真撮影管理基準

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、除染等工事共通仕様書（第 12 版）「写真管理基準」に定める基準（表３ 撮影箇所一覧表、表４ 撮影箇所一覧表（出来形管理））により各工事

の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。基準等定めがない工種については、監督職員と協議のうえ決定する。

３－４　着手前後の確認及び撮影

受注者は、工事着手前、着手後に工事施工箇所及び範囲、運搬路として使用する道路の状況確認並びに写真撮影を行うこと。また、運搬路等において施工中、損壊箇所等を発見した場合は当該損壊箇所の写真を撮影し速やかに監督職員へ報告、立会を監督職員に求めること。

第４章　その他

４－１　定めなき事項

この特記仕様書に定めなき事項又は本工事の実施に当たり疑義が生じた場合については必要に応じて監督職員と協議するものとする。

４－２　情報共有システム（ASP）の活用

（１）本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

（２）受発注者は「土木工事の情報共用システム活用ガイドライン(国土交通省令和３年３月)」に基づいて情報共有システムを活用するものとする。

（３）情報共有システムで取り扱う情報は「機密性１」の範囲までに限定するものであることから、その趣旨を理解し、個人情報等が含まれる情報は取り扱わず、別途、電子メール等により共有を図るものとする。

（補足）機密性１：情報公開法第５条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性が高い情報を含まない情報。

（４）受注者は、本工事で使用する情報共有システムの選定にあたり、国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev.5.2)」の要件に加え、下記要件を満たすこととし、監督職員の承諾を得なければならない。

・環境省ネットワークシステムで利用可能なインターネット用ブラウザ（IE11 または

Firefox）にアドイン等を導入することなく利用可能であること。

・情報共有システムと利用者との通信は、TLS1.2 以上の方法で暗号化されること。

・設定用パスワード等は、初回ログイン時（パスワード再発行時を含む）に初期パスワードを任意のパスワードに変更する機能を有することとし、使用可能なパスワードは８文字以上で英字・数字・記号等を含めたものと すること。

（５）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID 数、ワークフロー機能の対象者等については、監督職員と協議の上 決定する。

（６）受注者は、情報共有システムのサービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上 情報共有システムの利用を停止することができる旨

（７）情報共有システムを利用する監督職員等及び受注者に関わる費用（登録料･使用料）については、別途協議するものとする。なお、受注者が使用するパソコン、インターネット回線等の利用環境の整備にかかる費用は協議の対象とはしない。

（８）情報共有システムを利用することが困難と判断される場合は、監督職員と協議の上利用の可否を決定する。

（９）工事関係書類等について情報共有システムによることが困難と判断される書類については、監督職員と協議の上 利用の可否を決定する。

（10）受注者は、情報共有システムおよびその活用結果について、アンケート等の調査を行う場合は協力しなければならない。

４－３　成果物の提出

工事完了に際して、工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図、工事報告書等の図書を成果物として監督職員に提出すること。提出方法・数量は紙媒体が１式、電子媒体（DVD-R等）が５式とし、電子媒体の様式は別添１のとおりとする。

４－４　個人情報の取り扱い

本工事に関する個人情報については、附記のとおり取り扱うものとする。

４－5　中立性の確保

（１）受注者は、環境省が今後発注する、本工事に係る発注者支援業務（発注者が行う施設管理、設計・積算及び発注、監督等に関し、発注者を補助する業務をいう。以下同じ）に係る入札に参加してはならない。

（２）受注者は、本工事の全部又は一部を、本工事に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間において、次の１）又は２）の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。

１）一方の会社が他方の会社と発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を保有し、又はその出資額の１００分の５０を超える出資をしている場合。

２）一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

また、本工事に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に環境省福島地方環境事務所監督職員から通知する。

（３）受注者は、本工事に係る発注者支援業務の全部又は一部を、他の者から受託し、又は請け負ってはならない。なお、本工事に係る発注者支援業務の具体的名称については、受注後に環境省監督職員から通知する。

（４）受注者は、本工事に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係のある者から、本工事に係る人員等を出向・派遣を受けてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間で、次の１）又は２）の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。

１）一方の会社が他方の会社と発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を保有し、又はその出資額の１００分の５０を超える出資をしている場合。

２）一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

また、本工事に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に環境省福島地方環境事務所監督職員から通知する。

（５）受注者が前各項に違反した場合、環境省は受注者と締結した本業務に係る契約の一切を無条件で解除することができ、受注者はその結果被った不利益について、環境省にいかなる損害賠償も請求できないものとする。

（附記）

個人情報の取扱いについて

1　受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2　受注者は、発注者から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等（再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに受注者、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が受注者の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）する場合は、事前に発注者の承認を得るとともに、本取扱いに定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3　受注者は、前（２）の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

4　受注者は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5　受注者は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6　受注者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

（１）　発注者から預託された個人情報を第三者（再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

（２）　発注者から預託された個人情報について、発注者が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

（３）　特定個人情報を取り扱う業務において、受注者（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7　受注者は、発注者から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を発注者に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8　発注者は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、発注者が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。

9　受注者は、業務の完了又は契約解除等により、発注者が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに発注者に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により発注者に報告しなければならない。ただし、発注者が別段の指示をしたときは、受注者はその指示に従うものとする。

１０　受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本取扱いに違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、発注者に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、発注者から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、受注者は当該指示に従うものとする。

１１　受注者は、発注者から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）に基づいて取り扱うこととし、発注者が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。

１２　受注者は、受注者又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（発注者から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本取扱いに係る違反等があった場合は、これにより環境省又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（再受任者等による違反行為を含む。）に関する乙の損害賠償義務を排除又は制限するものではない。

１３　本取扱いの規定は、本契約又は業務に関連して受注者又は再受任者等が発注者から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

添付書類

番　　号	図　　面　　名　　称	枚数	備　　考
別図－１	仮置場位置図	1	
設計図－１	大川原仮置場	1	

（別添）

1．報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、最新閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

「資材確認票」（基本方針参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。 この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Aランク］のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html）を参考に適切な表示を行うこと。

2．電子データの仕様

（1）Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

（2）使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、以下のとおりとする。

・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）

・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）

・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

・CAD データ

（3）（2）による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

（4）以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ず付記すること。DVD-R 等への付記は、別図に従い、直接印刷又は油性フェルトペンでの手書きにより行うこと。

（5）文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3．電子成果物のフォルダ構成

電子成果物の作成に当たっては、紙納品された成果物の目録に対応したフォルダを作成した上で、データを保存すること。

また、格納媒体が複数枚にわたる場合は、フォルダ構成の一覧を作成添付すること。

4．ウイルスチェック

電子媒体に対し、ウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは常に最新のデータにアップデートしたものを利用すること。

5．その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

（別図）

電子媒体への表記

電子媒体のラベル面に、次の事項を表記すること。

1）「工事名称」（正式名称を記載すること。）
2）「作成年月」（工期終了時の年月を記載すること。）
3）「発注者名」（正式名称を記載すること。）
4）「受注者名」（正式名称を記載すること。）
5）「何枚目／総枚数」（総枚数の何枚目であるかを記載すること。）
6）「発注者署名欄」（主任監督職員が署名すること。）
7）「受注者氏名欄」（現場代理人又は監理技術者が署名すること。）

（表記方法にかかる留意事項）

・　ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、媒体に損傷を与えないように留意すること。
・　電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シール剥がれ等による電子媒体や使用機器への悪影響を鑑み、行わないこと。
・　表記事項のレイアウトは、以下の表記例によること。

（電子媒体への表記例）

設計図-1　大川原仮置場

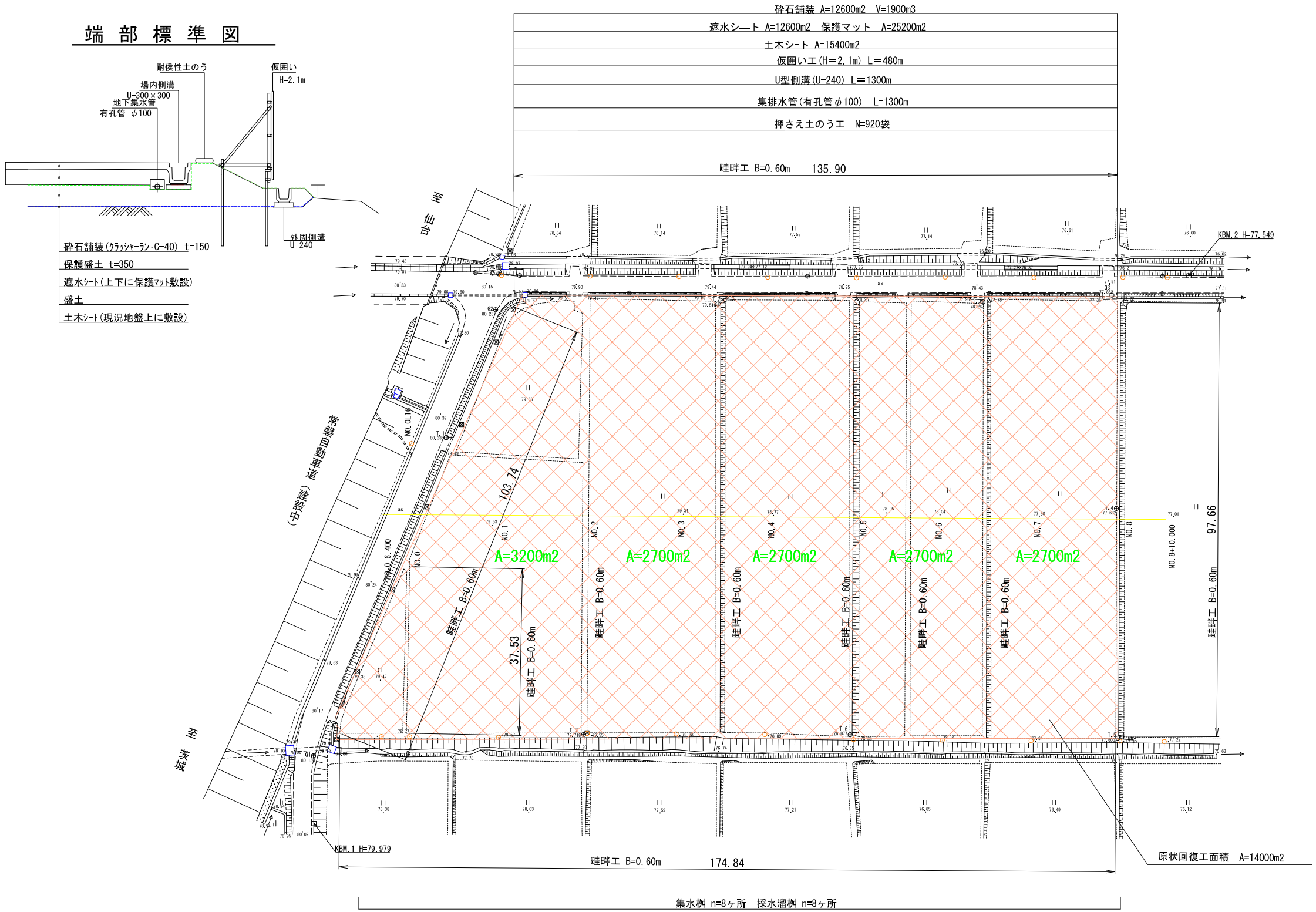
端 部 標 準 図
耐侯性土のう
場内側溝
U-300×300
地下集水管
有孔管 φ100
仮囲い
H=2.1m
外周側溝
U-240
砕石舗装(ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ･C-40) t=150
保護盛土 t=350
遮水シート(上下に保護ﾏｯﾄ敷設)
盛土
土木シート(現況地盤上に敷設)
砕石舗装 A=12600m2 V=1900m3
遮水シート A=12600m2 保護マット A=25200m2
土木シート A=15400m2
仮囲い工(H=2.1m) L=480m
U型側溝(U-240) L=1300m
集排水管(有孔管φ100) L=1300m
押さえ土のう工 N=920袋
畦畔工 B=0.60m 135.90
KBM.2 H=77.549
103.74
97.66
37.53
A=3200m2
A=2700m2
A=2700m2
A=2700m2
A=2700m2
A=2700m2
畦畔工 B=0.60m
NO.0
NO.1
NO.2
NO.3
NO.4
NO.5
NO.6
NO.7
NO.8
NO.8+10.000
KBM.1 H=79.979
畦畔工 B=0.60m 174.84
原状回復工面積 A=14000m2
集水桝 n=8ヶ所 採水溜桝 n=8ヶ所

別図－1　仮置場位置図

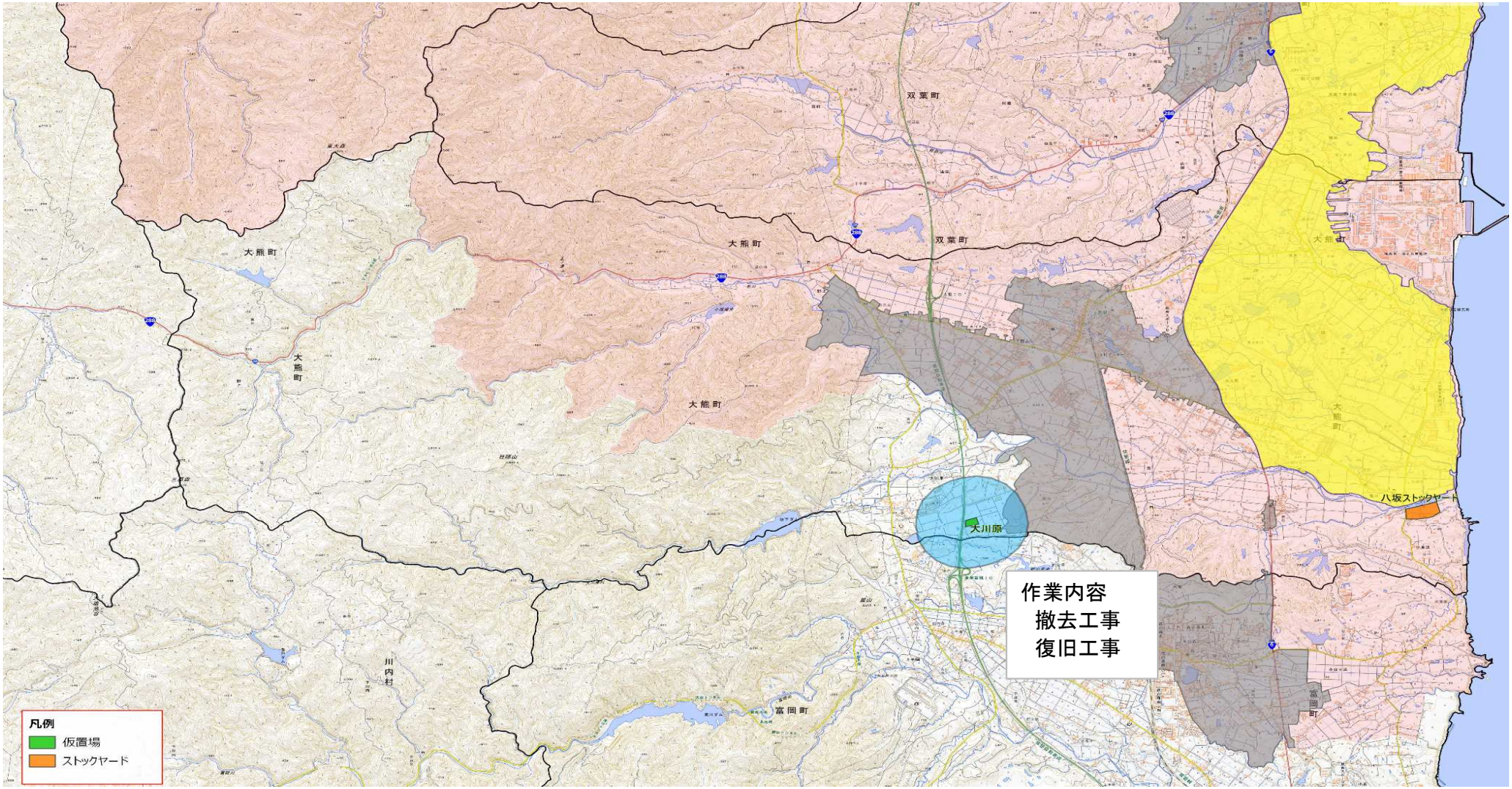
双葉町
大熊町
大熊町
双葉町
大熊町
大熊町
大熊町
大熊町
大川原
八坂ストックヤード
作業内容
撤去工事
復旧工事
川内村
富岡町
富岡町
凡例
仮置場
ストックヤード

令和４年度大熊町仮置場復旧等工事

現場説明書

福島地方環境事務所

第１章　総則

１－１　目的

現場説明書は、令和４年度大熊町仮置場復旧等工事（以下「本工事」という。）の積算の前提となっている条件や施工に関する制限等を明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的としており、当該契約においてやむを得ず施工方法等について仮指定せざるを得ないもの、又は変更が予想されるもの、あるいは制約される工事工程等について現場説明参加業者が充分な見積りができるよう条件明示するものである。

そのため、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものである。

また、明示されてない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき受注者と発注者とが協議できるものである。

第２章　積算に関する条件

２－１　共通仮設費及び現場管理費の率（※２－２による補正前の値である）

除染特別地域における除染等工事暫定積算基準第１５版による。

２－２　間接費の補正

本工事は、復興係数（共通仮設費：1.5、現場管理費：1.2）を乗じている。

なお、上記について変更が生じた場合には設計変更の対象とする。

本工事の共通仮設費率及び現場管理費率は施工地域による補正係数を乗じていない。

２－３　時間的制約に関する事項

本工事は、時間的制約が無いため、労働者単価の割り増し補正は、おこなっていない。

２－４　放射線防護に関する事項

除染電離則に基づく放射線防護に要する費用は、当初設計において計上していない。放射線管理責任者を含め、以下の事項について必要がある場合は別途協議のうえ設計変更の対象とする。

（１）　放射線管理責任者

（２）　個人線量計（外部被ばく測定、記録管理）

（３）　除染電離則に係る安全講習費

（４）　放射線管理手帳

上記以外のものについても、必要がある場合は別途協議する。

２－５　特殊勤務手当に関する事項

本工事の工期が避難指示解除の前後に跨がる場合、避難指示解除日以降、避難指示解除区域で作業する作業員に対しては、原則、特殊勤務手当の支給対象外とする。

当初設計においては、特殊勤務手当の支給対象としているが、上記に当てはまる場合は、次回変更契約の際に設計変更の対象とする。

また、避難指示解除日とは、原子力災害対策本部が示す当該区域の避難指示解除日を示す。

大川原仮置場の施工箇所は、全域避難指示解除区域であるため、「特殊勤務手当の対象外」であるが、土砂等の運搬先となる八坂ストックヤードが帰還困難区域内であることから、八坂ストックヤード内で行う受入等の作業については特殊勤務手当の対象とする。

２－６　防塵対策に関する事項

本工事に伴う防塵対策は、当初設計において計上していない。必要がある場合は別途協議の上、設計変更の対象とする。

２－７　交通安全に関する事項

本工事範囲内において、国道、県道及び町道等の出入口等において交通誘導員の配置は計上していない。

なお、施工の手順、警察等関係機関との協議等により、交通誘導員の変動が生じた場合は別途協議の上、設計変更の対象とする。

２－８　労働者等宿舎設置・撤去に関する事項

労働者確保に要する労働者宿舎の設置及び撤去に要する費用は計上していない。

２－９　除雪に関する事項

除雪に関しては計上していない。施工箇所(工事用道路、仮設備)等の除雪を必要とする場合は、別途協議すること。

２－１０　廃棄物について

除去土壌の処理に関しては計上していない。必要となった場合は別途協議すること。除去土壌を詰める容器は耐候性及び防水性又は遮水性を有する大型土のう袋（長期仮設対応(３年)型、φ1100、ポリエチレン２重内袋付き）とする。

屋外残置廃棄物が発生した際は監督職員と協議すること。また、屋外残置廃棄物は、大型土のう袋等に格納することを基本としているが、大型土のう等への袋詰めが困難な場合は、監督職員と協議すること。

２－１１　足場及び高所作業について

足場については、高所作業車が使用できない場所のみ設置するものとし、当初は計上していない。必要がある場合は別途協議のうえ、設計変更の対象とする。

２－１２　労務費単価について

設計労務単価は、「令和３年度除染等工事設計労務単価」を適用している。

福島地方環境事務所が定める資材単価については、環境省福島地方環境事務所６階閲覧コーナー（６階受付脇）において閲覧可能である。

福島地方環境事務所が定める資材単価以外の資材単価は、建設物価と積算資料の二誌平均とする。

また、入札公告期間中に適用単価の改正があった場合、新単価を適用することとする。

する。

２－１３　運搬費及び処分費等について

仮置場の原状回復に伴い発生する資材等運搬費及び処理費等について、当初に計上されていない資材が発生した場合は別途、監督と協議すること。

２－１４　再利用資材の使用

原状回復工に必要な客土材は、仮置場内で利用された盛土材等を再利用することとする。

２－１５　遮へい土のうの破袋

遮へい土のう、普通土のうの破袋は各仮置場内にて実施できるものと考えているが、現場状況等によりこれによりがたい場合については監督職員と協議すること。

２－１６　原状回復工事後の土壌分析等

原状回復工事後の土壌分析等について当初は計上していない。土地所有者より土壌分析等を求められた場合は、監督職員に報告すること。

２－１７　**参考歩掛の提示**

「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準」以外の積算内容に関して、提示可能な歩掛ついては、入札説明書等に対する質問の回答期限日までに質問の回答と同様の方法にて提示する。また、提示のない歩掛については、貴社にて想定し見積もること。

２－１８　その他

・機械損料については東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正に基づき、ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く。）バックホウ、ダンプトラック（建設用ダンプトラックを除く。）に限り請負工事機械経費算定要領（昭和 49 年 3 月 15 日付け建設省機発第 44 条）第 5 の規定に加え、建設機械の運転時間 1 時間当たり損料に 100 分の 105 を乗じて得た額を超えない範囲で補正するものとする。

なお、上記について変更が生じた場合には設計変更の対象とする。

・ダンプトラックの損耗費及び補修費については良好を適用している。

・建設機械賃貸料金については長期割引を適用している。

・土工に関する歩掛については東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に基づ

き、作業日当りの標準日当り作業量を 20%低下する補正をするものとする。

なお、上記について変更が生じた場合には設計変更の対象とする。

第３章　施工に関する条件

３－１　施工計画

降雨、積雪及び凍結等の気象条件を考慮して施工計画書を作成すること。「仮置場等の原状回復に係る現場手順書（第１編・第２編)」（令和３年４月）を参照すること。

３－２　道路等の養生について

通行する道路は、破損等無いよう保全に努めることとし、使用前後の状況等が把握できるよう記録すること。

通常通行により舗装等の破損が確認された場合は速やかに監督職員に報告し対応を協議すること。ただし、受注者の責において破損させた場合については、設計変更の対象としない。

３－３　除草工

当初設計において除草費用を計上しているが、地権者及び関係者意向により草刈り範囲が増加となった場合は監督職員から別途指示するものとし設計変更の対象とする。ただし、工事の支障となる除草は準備工とし設計変更の対象外とする。

３－４　原状回復工の基本設計の提示および工程表の作成

大川原仮置場の盛土材等の撤去完了後、環境省が別途発注する業務において原状回復の基本設計を実施する。

基本設計の提示については、現地盤面が確認出来る範囲から順次調査設計に着手し、調査設計が終了した範囲から設計図を提示する予定である。受注者はこの条件を踏まえた工事工程表を作成し、工事着手前に監督職員の確認を得ること。

数量総括表

工　事　名	令和４年度大熊町仮置場復旧等工事　　変更（　　0）回	事業区分	
		工事区分	

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）		数量（今回）		数量増減		摘　要
仮置場復旧等工事	大川原仮置場（帰還困難区域外）	式			1				
除草工		式			1				
道路除草工		式			1				
道路除草(機械施工)	肩掛式(ｶｯﾀ径255mm) 飛び石防護無し	m2			600				
道路除草(集草)		m2			600				
8.1.1.1-(4)土のう袋への袋詰め	土のう1t土のう 丸型径110cm*長108cm	袋			4				
原状回復工		式			1				
14.1.3　下部シート撤去		式			1				
14.1.3.1-(1)-②　下部ｼｰﾄ(遮水ｼｰﾄ)の撤去(機械)		m2			12,600				
14.1.3.1-(2)　下部ｼｰﾄ(保護ﾏｯﾄ)の撤去(機械)		m2			25,200				
土木安定用材(ﾏｯﾄ､ｼｰﾄ等)撤去		m2			15,400				
掘削工[盛土材(土砂) 撤去]		式			1				
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削積込	ｸﾛｰﾗ型山積0.8m3(平積0.6m3) 地山 ﾚｷ質土・砂・砂質土・粘性土 障害無し	m3			10,900				

数量総括表

工　事　名	令和４年度大熊町仮置場復旧等工事　　変更（　　0）回	事業区分	
		工事区分	

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）		数量（今回）		数量増減		摘　要
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削積込	ｸﾛｰﾗ型山積0.8m3(平積0.6m3) 地山 ﾚｷ質土・砂・砂質土・粘性土 障害有り	m3			1,600				
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運搬	ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 DID無 11.5以下 良好	m3			12,500				
残土受入れ地での処理（特殊勤務手当対象）	無 標準	m3			12,500				
掘削工[砕石撤去]		式			1				
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削積込	ｸﾛｰﾗ型山積0.8m3(平積0.6m3) 地山 ﾚｷ質土・砂・砂質土・粘性土 障害有り	m3			1,900				
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運搬	ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 DID無 11.5以下 良好	m3			1,900				
残土受入れ地での処理（特殊勤務手当対象）	無 標準	m3			1,900				
排水構造物撤去工		式			1				
暗渠排水管 撤去	撤去 直管 50~150mm	m			1,300				
Ｕ字溝 撤去	600mm 80を超え300以下	m			1,300				
集水桝 撤去	撤去 400を超え800以下 無 標準	基			16				
付属物撤去工		式			1				
地下水観測孔撤去		本			1				

数量総括表

工　事　名	令和４年度大熊町仮置場復旧等工事　　変更（　　0）回	事業区分	
		工事区分	

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）		数量（今回）		数量増減		摘　要
仮囲い撤去	丸ﾊﾟｲﾌﾟ 土中打込み式 囲い高さ=3m	m			480				
舗装版破砕 ﾊﾞｯｸﾎｳ直接掘削･積込	t≦10cm	m2			200				
遮蔽土のう工		式			1				
土のう工	撤去	袋			920				
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削積込	ｸﾛｰﾗ型山積0.8m3(平積0.6m3) ﾙｰｽﾞ ﾚｷ質土･砂･砂質土･粘性土	m3			50				
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運搬	ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 DID無 11.5以下 良好	m3			50				
残土受入れ地での処理（特殊勤務手当対象）	無 標準	m3			50				
14.2.2　原状回復工		式			1				
14.2.2.2　畦畔復旧		m			1,000				
整地工及び簡易整備工	簡易整備工 ﾌﾞﾙ湿地16t 普通	ha			1	400			
14.2.2.4-(1)　地力回復(土地改良材散布)	深耕　炭酸カルシウム無	m2			14,000				
14.2.2.4-(2)　地力回復(ｾﾞｵﾗｲﾄ散布)	1~3mm品20kg	m2			14,000				
14.2.2.5-(2)　整地･平坦化(基盤整地)		m2			14,000				

数量総括表

工　事　名	令和４年度大熊町仮置場復旧等工事　　変更（　　0）回	事業区分	
		工事区分	

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）		数量（今回）		数量増減		摘　要
14.2.2.5-(4)　整地･平坦化(2回耕起)		m2			14,000				
乾土均平　　20a以上		m2			14,000				
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削積込	ｸﾛｰﾗ型山積0.8m3(平積0.6m3) ﾙｰｽﾞ ﾚｷ質土･砂･砂質土･粘性土	m3			700				
不整地運搬車	5000m3未満 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 40m以下	m3			700				
ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ敷均し(ﾙｰｽﾞ)	15t級 標準	m3			700				
運搬処理工		式			1				
産業廃棄物等運搬		式			1				
大型土のう工 設置（積込み）	作業半径6m以下	袋			4				
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運搬（刈り草）	ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 DID無 22.5以下 良好	袋			4				
廃プラスチック(ｼｰﾄ･ﾌﾚｺﾝ類以外)　運搬費	４t車(８m3ｺﾝﾃﾅ)	台			2				
廃プラスチック(ｼｰﾄ･ﾌﾚｺﾝ類)運搬費	４t車(８m3ｺﾝﾃﾅ)	台			66				
ﾊﾞｯｸﾎｳCo･As殻積込	ｸﾛｰﾗ型･山積0.8m3(平積0.6m3)	m3			140				
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(10t積級)運搬(Co殻)	ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ DID無 15.5以下 良好	m3			140				

数量総括表

工　事　名	令和４年度大熊町仮置場復旧等工事　　変更（　　0）回	事 業 区 分	
		工 事 区 分	

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）		数量（今回）		数量増減		摘　要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(10t)運搬	ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.45m3(平積0.35m3) As塊 DID無 19.5以下 良好	m3			10				
産業廃棄物等処分		式			1				
廃プラスチック(ｼｰﾄ･ﾌﾚｺﾝ類以外)　処分費		m3			13				
廃プラスチック(ｼｰﾄ･ﾌﾚｺﾝ類)処分費		m3			530				
コンクリート塊（無筋）　処分費		t			320				
アスファルト殻　処分費		t			23				
仮設工		式			1				
交通管理工		式			1				
交通誘導員警備員B		人			70				
直接工事費		式			1				
共通仮設費		式			1				
共通仮設費		式			1				
技術管理費		式			1				

数量総括表

工　事　名	令和４年度大熊町仮置場復旧等工事　　変更（　　0）回	事業区分	
		工事区分	

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）		数量（今回）		数量増減		摘　要
14　仮置場等の工作物及び保管物の撤去並びに原状回復		式			1				
14.2　仮置場等の原状回復		式			1				
14.2.1　撤去後の放射線測定		式			1				
14.2.1.1-①放射線の事前測定点設置作業		測点			10				
14.2.1.1-②放射線の事前測定外業人件費	(67測点当り）高さ1m位置の空間線量率･高さ1cm位置の空間線量率･高さ1cm位置の表	測点			10				
14.2.1.1-③放射線の事前測定ﾃﾞｰﾀ整理作業	(67測点当り）高さ1m位置の空間線量率･高さ1cm位置の空間線量率･高さ1cm位置の表	測点			10				
14.2.1.1-④放射線の事前測定外業人件費	(100測点当り）高さ1cm位置の空間線量率･高さ1cm位置の表面汚染密度	測点			10				
14.2.1.1-⑤放射線の事前測定ﾃﾞｰﾀ整理作業	(100測点当り）高さ1cm位置の空間線量率･高さ1cm位置の表面汚染密度	測点			10				
14.2.2.6　復旧後の線量測定		式			1				
14.2.2.6-①放射線の事前測定点設置作業		測点			10				
14.2.2.6-②放射線の事前測定外業人件費	(67測点当り）高さ1m位置の空間線量率･高さ1cm位置の空間線量率･高さ1cm位置の表	測点			10				
14.1.2.2.6-③放射線の事前測定ﾃﾞｰﾀ整理作業	(67測点当り）高さ1m位置の空間線量率･高さ1cm位置の空間線量率･高さ1cm位置の表	測点			10				
20.1.4地下水及び浸出水調査		式			1				

数量総括表

工　事　名	令和４年度大熊町仮置場復旧等工事　　変更（　　0）回	事業区分	
		工事区分	

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）		数量（今回）		数量増減		摘　要
20.1.4.1地下水の放射能濃度の測定		検体			1				
20.1.4.2浸出水の放射能濃度の測定		検体			1				
共通仮設費(率計上)		式			1				
純工事費		式			1				
現場管理費		式			1				
工事原価		式			1				
一般管理費等		式			1				
契約保証		式			1				
金額調整欄		式			1				
工事価格		式			1				
消費税相当額		式			1				
工事費計		式			1				

令和４年度大熊町仮置場復旧等工事

環境省　福島地方環境事務所

令和４年度大熊町仮置場復旧等工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
仮置場復旧等工事 大川原仮置場（帰還困難区域外）	式	1			
除草工	式	1			
道路除草工	式	1			
道路除草(機械施工) 肩掛式(ｶｯﾀ径255mm) 飛び石防護無し	m2	600			
道路除草(集草)	m2	600			
8.1.1.1-(4)土のう袋への袋詰め 土のう1t土のう 丸型径110cm*長108cm	袋	4			
原状回復工	式	1			
14.1.3　下部シート撤去	式	1			
14.1.3.1-(1)-②　下部ｼｰﾄ(遮水ｼｰﾄ)の撤去(機械)	m2	12,600			
14.1.3.1-(2)　下部ｼｰﾄ(保護ﾏｯﾄ)の撤去(機械)	m2	25,200			
土木安定用材(ﾏｯﾄ､ｼｰﾄ等)撤去	m2	15,400			
掘削工[盛土材(土砂) 撤去]	式	1			
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削積込 ｸﾛｰﾗ型山積0.8m3(平積0.6m3) 地山 ﾚｷ質土･砂･砂質土･粘性土 障害無し	m3	10,900			
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削積込 ｸﾛｰﾗ型山積0.8m3(平積0.6m3) 地山 ﾚｷ質土･砂･砂質土･粘性土 障害有り	m3	1,600			

令和４年度大熊町仮置場復旧等工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運搬 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 DID無 11.5以下 良好	m3	12,500			
残土受入れ地での処理 (特殊勤務手当対象) 無 標準	m3	12,500			
掘削工[砕石撤去]	式	1			
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削積込 ｸﾛｰﾗ型山積0.8m3(平積0.6m3) 地山 ﾚｷ質土･砂･砂質土･粘性土 障害有り	m3	1,900			
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運搬 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 DID無 11.5以下 良好	m3	1,900			
残土受入れ地での処理 (特殊勤務手当対象) 無 標準	m3	1,900			
排水構造物撤去工	式	1			
暗渠排水管 撤去 撤去 直管 50~150mm	m	1,300			
Ｕ字溝 撤去 600mm 80を超え300以下	m	1,300			
集水桝 撤去 撤去 400を超え800以下 無 標準	基	16			
付属物撤去工	式	1			
地下水観測孔撤去	本	1			
仮囲い撤去 丸ﾊﾟｲﾌﾟ土中打込み式 囲い高さ=3m	m	480			
舗装版破砕 ﾊﾞｯｸﾎｳ直接掘削･積込 t≦10cm	m2	200			

令和４年度大熊町仮置場復旧等工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数　量		単　　価		金　　額	摘　　要
遮蔽土のう工	式	1					
土のう工 撤去	袋	920					
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削積込 ｸﾛｰﾗ型山積0.8m3(平積0.6m3) ﾙｰｽﾞ ﾚｷ質土･砂･砂質土･粘性土	m3	50					
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運搬 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 DID無 11.5以下 良好	m3	50					
残土受入れ地での処理 (特殊勤務手当対象) 無 標準	m3	50					
14.2.2　原状回復工	式	1					
14.2.2.2　畦畔復旧	m	1,000					
整地工及び簡易整備工 簡易整備工 ﾌﾞﾙ湿地16t 普通	ha	1	400				
14.2.2.4-(1)　地力回復(土地改良材散布) 深耕　炭酸カルシウム無	m2	14,000					
14.2.2.4-(2)　地力回復(ｾﾞｵﾗｲﾄ散布) 1~3mm品20kg	m2	14,000					
14.2.2.5-(2)　整地･平坦化(基盤整地)	m2	14,000					
14.2.2.5-(4)　整地･平坦化(2回耕起)	m2	14,000					
乾土均平　　20a以上	m2	14,000					
ﾊﾞｯｸﾎｳ掘削積込 ｸﾛｰﾗ型山積0.8m3(平積0.6m3) ﾙｰｽﾞ ﾚｷ質土･砂･砂質土･粘性土	m3	700					

令和４年度大熊町仮置場復旧等工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
不整地運搬車 5000m3未満 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 40m以下	m3	700			
ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ敷均し(ﾙｰｽﾞ) 15t級 標準	m3	700			
運搬処理工	式	1			
産業廃棄物等運搬	式	1			
大型土のう工 設置 (積込み) 作業半径6m以下	袋	4			
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運搬 (刈り草) ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 DID無 22.5以下 良好	袋	4			
廃プラスチック(ｼｰﾄ･ﾌﾚｺﾝ類以外) 運搬費 ４t車(８m3ｺﾝﾃﾅ)	台	2			
廃プラスチック(ｼｰﾄ･ﾌﾚｺﾝ類) 運搬費 ４t車(８m3ｺﾝﾃﾅ)	台	66			
ﾊﾞｯｸﾎｳCo･As殻積込 ｸﾛｰﾗ型･山積0.8m3(平積0.6m3)	m3	140			
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(10t積級)運搬(Co殻) ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ DID無 15.5以下 良好	m3	140			
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ(10t)運搬 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.45m3(平積0.35m3) As塊 DID無 19.5以下 良好	m3	10			
産業廃棄物等処分	式	1			
廃プラスチック(ｼｰﾄ･ﾌﾚｺﾝ類以外) 処分費	m3	13			
廃プラスチック(ｼｰﾄ･ﾌﾚｺﾝ類) 処分費	m3	530			

令和４年度大熊町仮置場復旧等工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
コンクリート塊（無筋）　処分費	t	320			
アスファルト殻　処分費	t	23			
仮設工	式	1			
交通管理工	式	1			
交通誘導員警備員B	人	70			
直接工事費	式	1			
共通仮設費	式	1			
共通仮設費	式	1			
技術管理費	式	1			
共通仮設費(率計上)	式	1			
純工事費	式	1			
現場管理費	式	1			
工事原価	式	1			
一般管理費等	式	1			

令和４年度大熊町仮置場復旧等工事

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
契約保証	式	1			
工事価格	式	1			
消費税相当額	式	1			
工事費計	式	1			

技術管理費

内訳書

（　　1号内訳書　　）

名　称　・　規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要	備　　考
14　仮置場等の工作物及び保管物の撤去並びに原状回復	式	1				
14.2　仮置場等の原状回復	式	1				
14.2.1　撤去後の放射線測定	式	1				
14.2.1.1-①放射線の事前測定点設置作業	測点	10				
14.2.1.1-②放射線の事前測定外業人件費 (67測点当り) 高さ1m位置の空間線量率･高さ1cm位置の空間線量率･高さ	測点	10				
14.2.1.1-③放射線の事前測定ﾃﾞｰﾀ整理作業 (67測点当り) 高さ1m位置の空間線量率･高さ1cm位置の空間線量率･高さ	測点	10				
14.2.1.1-④放射線の事前測定外業人件費 (100測点当り) 高さ1cm位置の空間線量率･高さ1cm位置の表面汚染密度	測点	10				
14.2.1.1-⑤放射線の事前測定ﾃﾞｰﾀ整理作業 (100測点当り) 高さ1cm位置の空間線量率･高さ1cm位置の表面汚染密度	測点	10				
14.2.2.6　復旧後の線量測定	式	1				
14.2.2.6-①放射線の事前測定点設置作業	測点	10				
14.2.2.6-②放射線の事前測定外業人件費 (67測点当り) 高さ1m位置の空間線量率･高さ1cm位置の空間線量率･高さ	測点	10				
14.1.2.2.6-③放射線の事前測定ﾃﾞｰﾀ整理作業 (67測点当り) 高さ1m位置の空間線量率･高さ1cm位置の空間線量率･高さ	測点	10				
20.1.4地下水及び浸出水調査	式	1				
20.1.4.1地下水の放射能濃度の測定	検体	1				

技術管理費

内訳書

（　　1号内訳書　　）

名　称　・　規　格	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要	備　　考
20.1.4.2浸出水の放射能濃度の測定	検体	1				
計						